



地域リハビリテーションを考える

大阪府身体障害者更生相談所
所長 澤田 啓祐

前回までは、リハビリテーションの広義の理念や、リハビリテーションを進める上での留意事項について述べてきました。地域リハビリテーションは、地域における障害者の生活、社会参加が中心になる活動でありますから、地域における障害者の生活とあらゆる活動の保障とそのための環境や資源を作り出すことと言えます。そこで社会リハビリテーションを中心に話題を進めることにします。

Ⅲ. 地域リハビリテーション

病院や施設でおこなっていた機能回復訓練を退院、退所後も自宅で続けて同様に行うことが地域リハビリテーションなのだろうか？

リハビリテーションの専門分野である社会的リハビリテーションは、障害を持った人々が、自分が住む社会にどのように適応できるようにするかという面と、社会が障害を持った人々が幸せに、満足して生活、社会参加できるさまざまな環境を作り出す活動という二面があります。

地域リハビリテーションは地域社会が障害者の住みよい環境（ソフト面、ハード面）を作り出すことです。それは社会が家庭で生活しようとする障害者に対して、障害者本人への援護、家庭への援護、社会自身が社会の持つ障壁を除去し、障害者の住みよい環境をどのように作りだしていくかの活動と解すべきです。

1. 地域リハビリテーションとは

「地域リハビリテーション」という言葉のみが先行し、その内容や概念が共通の理解に立っていないために、さまざまに考えられているきらいがあります。

わが国では次のような定義の試みがなされています。

(1)厚生省地域リハビリテーションシステム委員会

「地域に存在する様々な社会資源を障害者本人・家族・地域社会が使い、または作りだし、地域社会の主流に障害者が再び主体的に融合できる（社会的再統合）ためのリハビリテーションである」

(2)日本リハビリテーション病院協会の地域リハビリテーションシステム検討委員会

「障害を持つ人々や老人が住み慣れたところで、そこで住む人々と共に一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健・福祉および生活にかかわるあらゆる人々が行う活動の全てをいう」

私は地域リハビリテーションは社会リハビリテーションの一環としてうけとめ、以下のように理解することが適当と考えています。

「家庭、地域で生活しようとする障害者が安全で生き生きと生活できるように、あらゆる社会の有する障壁を取り除き、環境と資源を作りだしていく市民、社会、政策上な全ての活動」

2. 地域の広がり活動

地域リハビリテーションという地域の範囲はいろいろ考えられています。例えば、小学校々区や市区町村位いの範囲、又小さくは町内会や部落の範囲と考えている人々もありますが、私は

・府県の単位 ・市区町村の単位

の二つに分けて考え、前者は地域リハビリテーションの間接的な働きをし、市区町村の技術的援助やネットワークの中核的な機能をはたす単位であり、後者は地域で生きようとする障害者に直接のサービスを行う単位、範囲としました。

イ. 府県の広がり

保健・医療・福祉・労働・教育、各種の障害者の施設、行政機関等の一応整っている範囲で、これは家庭生活への直接のサービスではなくて、地域リハビリテーションの間接的なサービス機能を持つ範囲です。

①各リハ分野の情報交換と連携

トータルな人間としての再構築をめざすリハビリテーションに必須なのが関係機関、分野の連携であり、ネットワークであり、情報の共有です。

これは間接的な地域リハビリテーション活動の第一にあげられるもので、他の分野が、その職員がどのように活動し、どの分野を担当しているのか、また、自分の分野との関連はどのようにあるべきか十分に把握しておきます。このためには実際に見聞することと職員間のコミュニケーション、知り合うことが大切です。

この連携、情報交換には、身体障害者更生相談所が行っている地域リハビリテーション協議会事業等を利用することを勧めます。

連携、情報交換は少なくとも以下の分野において行います。

■行政的分野

市町村、福祉事務所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、児童相談所、社会福祉協議会

■医療的分野

病院、診療所、保健所、保健センター

■職業的分野

障害者職業センター、職業訓練校、労働行政部門、公共職業安定所、福祉工場

■教育分野

教育委員会、各種養護学校（盲、ろう、肢体不自由）、教育センター（研究所）、専門職員養成校・機関

■施設分野

更生、作業、生活の各施設、地域利用施設（身体障害者福祉センターA型・B型、デイサービスセンターなど）



②調査、リハ技術の研究

リハビリテーションは障害者本人の自立とニーズ、ノーマライゼーションの理念の具現をめざして進められるので、まず障害者のニーズのハンディキャップの実態、及び社会資源について各分野で調査し、実態を明らかにしていきます。

これら調査の分析、考察によって、各部門においてその活動技術を研究し、作りだしていきます。これには医学、工学、人間学、社会学、心理学、福祉学等の各種専門の職員が当たります。

③関係職員の研修

リハビリテーションの各分野には専門職員と同時に一般の職員や一時的に従事する人々もおります。リハビリテーションを進めるにあたっては、みんなが少なくともリハビリテーションの理念を理解し、進歩する最新の技術や知識を身につけていなければなりません。このため、常に関係職員の研修の機会を提供します。

④福祉機器の開発、提供

リハビリテーションの一つの重要な柱は、身体機能上、職業上、日常生活上、趣味活動や社会活動参加に際して障害を補い、快適な生活を作りだしていくために、それぞれに適した器具、道具を利用します。

これは、一人一人に適したもの、またそれぞれの生活様式に合ったもので、本人の満足のいくものでなければなりませんし、日進月歩の科学技術革新時代にあって専門的な研究、開発が必要になってきています。

福祉機器の広い範囲の概念には、以上のほかに、家屋の構造、街の建物や道路、公園、交通機関といった物理的な環境があります。みんなが住みやすく、利用しやすく、安全な環境とは、など総合的な街づくりも入っています。

最近ではコンピューターを利用した環境制御装置や、義肢、電動車いすなどが各種開発され、福祉の街づくりも各地で条例化されるようになりました。

⑤専門職員の養成

リハビリテーションのそれぞれの分野を進める専門職員や、これらを統括し連携させる専門職員等の人材を養成します。

社会福祉士、介護福祉士、新対象が異種福祉司、リハビリテーション担当医、各種療法士、看護婦、保健婦、心理士、義肢装具士、工学関係技術者、職業・生活指導員、教師、保母、ケースワーカー など

⑥啓発事業

ノーマライゼーションの具現、社会的リハビリテーションを進めるにあたっては、市民の障害者理解と、共に生きる人間としての理解が第一です。

学校教育や社会教育、生涯教育の機会を通じて、また各種の市民講座などあらゆる機会をとらえての啓発事業がこのことを進める中核となります。

また広範囲を対象とした啓発のためのイベントの企画も行います。

市町村で行うこの種の事業に対する人的な面、企画面でも派遣と助言を行います。

⑦施設体系の整備

科学の進歩、時代の流れとともに障害者の障害の質、量ともに変化し、ニーズも変化、多様化してきています。これに見合う施設の種類、配置、定員等を常に数年先を見て検討していきます。

特に生活施設、地域利用施設については充実が望まれています。

検討される施設体系は、

更生施設、作業施設、生活施設、地域利用施設、テクノエイドセンター（福祉機器）

⑧専門相談、判定など

市町村の地域の資源では解決困難な事項に関して、より専門的、技術的に相談を行い、評価し、処遇について示唆、助言を行います。

⑨総合リハビリテーションセンター

リハビリテーションの各分野を一ヶ所に集め、あらゆる障害、年齢のステージに合わせた専門的技術援助ができる、府県下におけるリハビリテーションの中核機能を持つ機関です。

このセンターは具体的には専門的相談、評価と、間接的なリハビリテーションの機能を有し、市町村の障害者福祉施策への提言、各種施設の運営、対象者の処遇についての指導、助言の機能も有するので、ここには各リハビリテーション分野に属する専門職員が十分に配置されています。

一方、障害者への直接的なリハビリテーションサービスに関係する各種の援護施設をモデル的に所有すると同時に、補装具などの福祉機器や、処遇の評価、判定のための宿泊設備を持ちます。

昭和57年3月の中央の身体障害者福祉審議会の「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」の答申のなかで、総合リハビリテーションセンターの設置が提言されており、これによると5つの機能で構成することを勧めています。

1. 評価 判定
2. 専門サービスの提供
3. 専門従事者の養成訓練
4. 調査、研究と情報の収集、提供
5. 地域リハビリテーション活動の育成と援助

